

紀美野町第2回定例会会議録

令和4年6月14日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年6月14日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	小川裕康君
副町	長	細峪康則君
教 育	長	東中啓吉君
消 防	長	家本宏君
総務課	長	坂詳吾君
企画管財課	長	中前貴康君
住 民 課	長	東浦功三君
税 務 課	長	坂昌美君
保健福祉課	長	森谷善彦君
産 業 課	長	吉見將人君
建 設 課	長	米田和弘君
教 育 次	長	曲里充司君
会 計 管 理 者		太田具文君
水 道 課	長	長生正信君
まちづくり課	長	湯上増巳君
美里支所	長	(湯上増巳)君
代表監査委員		菊本邦夫君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向朋紀君
事 務 局 書 記	西本貴哉君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は4人です。

それでは、通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

初めに、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 皆さん、おはようございます。では、4点ほど質問いたします。

まず最初に、マスクの功罪についてであります。

2020年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が確認されてから既に2年半が経過しようとしています。ウイルスはその間変異を繰り返し、今では当初の武漢株から大きく変異したオミクロン株とその亜種が主流であり、既にその脅威は季節性インフルエンザ並みか、それ以下とも言われるようになりました。つまり、通常の風邪と言っているほどになってきたということでもあります。

一方で、この間コロナ対策として、3密の回避、手洗い、うがい、せきエチケット、マスクの着用などが推奨されてきました。マスクについては、その効果の低さと着用継続によるデメリットの大きさから、1年前の6月議会にて、日常の多くの場面でマスクを外すことの必要性を指摘し、執行部側からは、町民に対して積極的にマスクを外すよう呼びかける旨の答弁がありました。しかしながら、1年が経過した現在においても、

ほとんどの町民がマスクを着用し続けている現状があります。

そこで、改めて質問します。マスクを着用し続けることの意義は何なのでしょう。なぜインフルエンザと同等以下の風邪の予防のために、町民がこぞってマスクを着用し続けなければならないのでしょうか。一方で、マスクを着用し続けることによるマイナス面の影響は何なのでしょう。執行部の見解を再度確認いたします。

次に、コロナワクチン接種後に長引く症状への対応について質問します。

厚生労働省は、新型コロナワクチン接種後に長引く副反応等、つまり後遺症を訴える人々の存在を認め、都道府県の衛生主管部局に対して本年3月24日付で「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」という通達を出し、診療体制の構築・確保を指示しています。この点について、現在、和歌山県及び紀美野町としてどのように対応しているのか、答弁を求めます。

3点目です。

今年も梅雨の時期が到来し、洪水や土砂災害への警戒を高めていかなければならないタイミングとなりました。昨年6月の一般質問にて個別避難体制について確認しましたが、未策定の部分については具体的に詰めていく旨の答弁がありました。この点について、現状はどのようなになっているのか、お答えください。

最後、4点目です。食糧不足への準備についてお伺いします。

新型コロナの世界的流行、ウクライナ戦争の勃発や天候不順等による穀物や肥料の原料の流通規制、そして中国の買占めなどにより、我が国を含む世界各国で食糧不足に直面するリスクが急激に増大しています。というよりも、既に食糧危機真ただ中にあると言っても過言ではありません。食糧自給率がカロリーベースで僅か37%の日本においては、近い将来大きな影響が出ることが懸念されますが、町としてそのリスクや影響を最小限に抑えるための準備はあるのかについて答弁を求めます。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、桐山尚己君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) おはようございます。

私からは、桐山議員の1つ目の御質問、マスクの功罪について、それから2つ目のコロナワクチン接種後に長引く症状への対応について、それから3つ目の個別避難体制についてお答えします。

まず1つ目の御質問、マスクの功罪についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症が流行して以来、マスクの着用は、3密の回避、手洗い、換気などと併せ、基本的な感染症対策として極めて重要とされてきました。しかし、マスク着用は、長期化する中で、表情が見えにくくなることによる子供の発達への影響や、気温・湿度が高い季節での熱中症のリスクも高くなるなどの問題も懸念されています。

このような中、現在、ワクチン接種が進んでいること、また、重症化するリスクが低いオミクロン株が主流株であることなどの状況を踏まえ、厚生労働省は、専門家からの意見を聞き、5月20日にマスク着用の考え方及び就学前のお子さんのマスクの着用についての考え方を示しました。

示された内容については、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけに変更するものではありませんが、人との距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスクの着用の考え方を明確化するとともに、一時的に、対応を強化してきたこども園での2歳以上の子供のマスク着用について、人との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないことが示されました。

このことを受け、こども園では、保護者に対して、子供のマスク着用についての御案内をお送りし、5月30日以降、マスク着用の希望者を除き、基本的には園内では園児はマスク着用なしでの保育を行っているところです。

マスク着用は、口や鼻からウイルスの飛散・吸い込みを抑制する効果があり、新型コロナウイルスの基本的な感染防止対策として重要であると考えますが、これから夏を迎えるに当たり、熱中症の危険性が高まってまいります。現在、町ホームページに掲載しておりますが、7月には各戸へ啓発リーフレットを配布し、場面に応じたマスク着用のお願いをし、過度なマスク着用は避けていただくよう啓発してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2つ目の御質問、コロナワクチン接種後に長引く症状への対応についてお答えします。

桐山議員御指摘のとおり、新型コロナワクチン接種後に副反応の症状が長期にわたり、相談先や受診先について悩んでいることが一定数存在することから、国は都道府県に対

し、令和３年４月及び令和４年３月の２回、副反応の症状への診療体制の構築を進めるよう通知しております。

和歌山県では、このことを受け、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県立医大附属病院、紀南病院の３つの病院を専門医療機関として指定し、県医師会、県病院協会を通じて各医療機関へ周知を図っているところです。

新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う場合は、まずは接種を受けた医療機関やかかりつけの医療機関に相談や受診をしていただき、受診したかかりつけ医など対応が難しい場合には、必要に応じて地域の救急医療機関や専門医療機関を紹介していただくこととなっています。

紀美野町では、新型コロナワクチンの副反応については、接種案内では副反応についての説明書の同封や、接種当日には予診票確認時に起こり得る副反応の症状を説明、ワクチンに関する町や県の相談窓口を伝えているところです。また、新型コロナワクチン接種に関して、副反応を含め、あらゆる相談については、引き続きコロナワクチン対策室で相談を受け付け、対応してまいりますので、御理解賜りますようお願いします。

次に、３つ目の御質問、個別避難体制についてお答えします。

現在、紀美野町では、高齢者や障害者など、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方々の情報をリスト化した避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、避難支援等関係者である消防や警察、民生委員や自主防災組織に名簿情報の提供を行い、平常時の見守りや避難訓練等に活用いただけるようお願いしているところでもあります。

さて、桐山議員御質問の個別避難体制については、昨年５月に災害対策基本法の改正があり、いまだ災害により多くの高齢者や障害者の方々が被害を受けられ、避難の実効性の確保に課題が残ることから、市町村に避難行動要支援者名簿だけではなく、避難先や避難協力者等を明記した個別避難計画の作成の努力義務が課されました。

本町では、平成２７年度から、避難行動要支援者名簿の作成とともに、名簿情報の提供に同意をいただいた方々の個別避難計画の作成も同時に進めてきたところです。個別避難計画は、本人や御家族の方に聞き取りや相談しながら、氏名や生年月日などのほか、家族の緊急連絡先や、避難の際の協力者や避難先、避難時に必要とする支援などを記載しております。情報の更新は、地域見守り支援員が高齢者などの健康状態の確認などの見守り訪問時に定期的に内容を確認し、更新を行っているところです。

しかしながら、近くに避難支援者となる方々がなかなか見つからない、避難所まで遠いといった課題もございます。また、避難行動要支援者名簿については、名簿情報の提供に賛同いただけていない地区もありますので、昨年度も各地区の自主防災組織に働きかけたところがございますが、名簿管理の負担から、理解が得られない地区もある状況です。

町といたしましても、大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐため、ふだんから顔を合わせている地域でお互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組む必要性についての理解がさらに深まり、災害への備えとして名簿情報を活用いただけるよう、今後も地区での説明会開催も含め、働きかけを行ってまいります。そして、個別避難計画の作成を通じて、要支援者本人やその御家族の災害に対する備えや意識の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長（吉見将人君） それでは、桐山議員の４番目の食糧不足への準備についての御質問にお答えさせていただきます。

食糧不足は中東やアフリカを中心に懸念されており、日本におきましても様々な食料品の物価は上昇してございます。特に食品の材料となる小麦についてですが、食糧法で定めている主要食糧でございまして、政府から製粉会社への引渡し価格は４月に１７％上昇しているようでございます。しかし、国内で使用されている小麦の約９割はアメリカ、カナダ、オーストラリアからの輸入でございまして、農林水産省発行の２０２２年５月食料安全保障月報１１号によりましても、日本の食料の安定供給に懸念は生じていないものの、注意段階とされてございます。

次に、当町の状況でございますが、備えにつきましては、防災用の備蓄物資しかございませんが、今後、国が示す食糧供給の情報等を十分注視いたしまして、対策を講じてまいりたいと考えてございます。

また、当町の基幹産業は農業でございまして、今後とも、町内の農地を守るため、国の施策に加え、町独自で農業の担い手育成事業、それから農業経営支援事業など、必要な支援を継続していくことで、食糧の安定供給に寄与してまいりたいと考えてござい

す。

以上、簡単ではございますが、食糧不足への準備についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、演台にて、通告項目に従い質問をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番 (桐山尚己君) では、まずマスクについて再質問いたします。

マスクをすることによるマイナス面の影響は、これは誰でも分かることでありますけれども、呼吸が浅くなり、酸素不足になることであります。当然、子供の発育、特に脳の発達に大きな影響を及ぼすことになります。子供だけでなく、高齢者にとっても影響は大きく、認知症を誘発したり、進行を早めたりする危険性があるとの指摘があります。

マスクの内側は非常に非衛生的で、様々な雑菌の培養をしているようなものだという指摘があります。実際の実験結果がございます。その画像がこれです。議長のお許しを得て、一部町長にお渡ししたいんですけども、よろしいですか。

これは20分間着用したマスクの内側を綿棒でこすって、これをペトリ皿で培養するというところをした結果であります。マスクの内側で繁殖した細菌、これですね、これを我々は一生懸命吸っているということになるという指摘であります。僅か20分間着用して細菌が付着した、それを培養したものですから、20分やった結果がこれではありません。培養した結果です。ただし、これのもとになる細菌が20分で付着したと。そういう指摘があります。

また、学校で装着したマスクを、児童生徒が装着したマスクを研究機関に送って検査をしたということが米国であったようです。その結果、11種類の病原体を検出ということであります。結核菌であるとか、大腸菌であるとか、肺炎レジオネラであるとか、黄色ブドウ球菌であるとか、そういったものが検出、病原体が検出されたということでもあります。

さらに、専門家の指摘では、マスクの構成物質ですね、こちらは発がん物質であるホルムアルデヒド、蛍光増白剤、アニリン、アレルゲン、微細な合成マイクロ繊維、これは布製のマスクであっても不織布のマスクであっても、いずれからも検出されると。つまり、これらが長時間マスクを着用することによって肺の奥深くに入り込むという指摘

であったり、フルオロカーボン、昔ありましたね。C F C といって、オゾンを破壊すると言われた物質フルオロカーボン、ホルムアルデヒド、その他発がん性物質が高濃度に含まれているよという別の博士の指摘もあります。つまり、マスクは発がん物質を多く含んでいるという指摘であります。

ちなみに、家庭内のマスク着用がインフルエンザ感染をどういうふうに防ぐのかという無作為の比較試験が行われたということでありまして、その結果、インフルエンザ患者 105 人について、その同居する家族と、マスクを着用して過ごした方 52 人、マスクなしで過ごした方 53 人、この結果、7 日後、同居家族にどれぐらいのインフルエンザの症状が見られたか、具体的には 37.8 度以上の発熱であったり、せきであったり、喉の痛みがあったかという比較がされております。これは、マスクあり、マスクをしたグループでは同居家族に症状が見られたのは 16.2%、マスクなし、全くマスクをしないで過ごしたグループでは 15.8%、ほとんど変わらなかったと。もっと細かく言えば、マスクなしのほうがちょっと低かったと。そういう結果がございます。

そこで、質問です。マスクが感染を予防するとの科学的根拠はあるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の御質問にお答えします。

マスクが感染を予防する科学的根拠について述べさせていただきます。厚生労働省の発表では、マスクに限界はあるものの、飛沫やエアロゾルを吸い込むことを予防する効果があるとしております。

厚生労働省が示している研究結果によると、マスクの素材や人との距離により効果は異なりますが、マスクはウイルス吸入量を減少させる効果より、自分からウイルス拡散を防ぐ効果がより高くなります。仮に 50 センチの近距離では、話し手だけが不織布マスクを着用した場合は 7 割以上、聞き手だけが着用した場合は約 50%、両方が着用することで 75% 以上のウイルスの吸い込みを抑えられるとされております。

また、アメリカの CDC、疾病予防センターで行われた検証実験では、屋内の公共の場で常にマスクをしていた方とそうでない方を比較すると、マスクを着用することで感染確率が約 66% 減少するとの報告がなされております。

WHO については、エビデンスは限られているものの、十分な距離が取れていない場合や換気が不良な屋内においてマスクの着用を推奨、マスクは感染を抑え、命を守るために重要な対策ということを言っております。

以上のことから、マスクの効果については、１００％ウイルスを抑制するということはないですが、一定の効果があると考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） よくテレビ等でスーパーコンピューターの「富岳」を使ったシミュレーション、これが放映されたりしておりました。ただし、このスーパーコンピューター「富岳」を使ったシミュレーションはあくまでもシミュレーションであって、机上の空論にすぎません。エビデンス、つまり科学的根拠とは言えません。

科学的根拠にはレベルがあって、エビデンスピラミッドというピラミッド状の形で表されるそうです。ピラミッドの一番上、つまり最も信頼性の高い科学的根拠に臨床診療やメタ解析というものがあって、米国CDC、疾病予防センターのメタ解析では、ウイルス感染症に対してマスクに効果なしというふうに結論づけられたそうです。その次のレベル、２番目のレベルのRCT、ランダム化比較試験、これにおいても、デンマークのRCTで同様にマスクの効果なしという結論が出たそうです。さらに、３番目のレベルですね、その次のレベルのスペインのコホート研究では、マスク着用は逆効果だと、そういう結論づけがなされました。

ちなみに、「富岳」のシミュレーションというのは、機械研究と呼ばれ、このピラミッドの最も一番下よりもさらに信頼性が低く、ピラミッドの外に位置しているそうです。つまり、全く科学的な根拠にはならないということですね。

そういうことから、我々日本人はテレビでそういった「富岳」の映像を見て、非常に不安を覚えて、マスクをしているという一面もあると思うんですけども、これは思い込みであるというふうに言わざるを得ません。

WHOは２年前の２０２０年３月の１日の、これは日経新聞の報道ですけれども、同年の２月２９日までに、感染予防にマスクの着用は不要だと、要らないと。過度の使用を控えてという、そういう発表をしております。

以上を踏まえて、改めて質問、確認いたしますが、マスクの着用というのは強制ですか。それとも任意、つまり各個人の自由意思で決められることでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

海外ではマスクの着用については、法律などにより着用の義務がある国であるとか、場面場面の、施設、医療機関限定であるとか、そのような着用を義務づけている国などがある状態で、国によって対応が分かれている状態でございます。アメリカでは3月に室内でのマスク着用義務終了しておりますし、ほかのシンガポールとか韓国でも屋外での着用義務は撤廃されると聞いております。

日本では、新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐために新しい生活様式の中の日本的な感染対策として、義務ではなく任意として、場面に応じたマスク着用を課「お願い」として推奨しているところでございますので、任意でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） マスクの弊害について、もう1点指摘させていただきます。

マスクの弊害、これは、私は学生時代にコミュニケーション論を勉強しておりましたので、顔の表情であるとか、言葉以外によるコミュニケーションがどれだけ大切かということをよく理解しているつもりであります。それを裏づけるように、マスクをすることで顔を隠し続けた結果、どうなるのかというふうな指摘があります。

マスクによって、小さな子供、赤ちゃんをはじめ小さな子供の顔の処理能力が育たない。相手の顔を、どんな顔をして、どういう表情なのか、親の顔を認識し、安心感や親しみを感じることができない。親の表情を読み取ることで環境の適応、調整を学ぶはずが、それができないという指摘であるとか、これはデイビッドグロスマンという方のオンキリング（殺人の心理的コスト）という本に書かれているそうですけれども、このマスク、長期的な着用が当たり前のように長く続くと、我々人間の他者の認知、ほかの人を認知する能力というのは生物学的な意味ですっかり変化するだろうと。このまま全員が顔を覆うことを続ければ、我々の子供世代はざっと暴力的な傾向が50%強まり、共感能力が50%低くなると。同じ能力、同じ仲間を5割方人間とも思わなくなるだろうというふうにも指摘されています。

当然ですね。表情が読めない中でずっと暮らしてるわけですから、大人にとってもこれはまずいことでありますけれども、発育段階、一番重要な時期の小児であるとか若者であるとか、そういったこれからの未来を担う人たちへの影響がどれだけあるのかというのは、我々は本当に真剣に今考え直さなければいけないと。このオミクロン株で弱毒化したこの現状で、ずっと学校でもマスクをし続けなきゃいけないんでしょうか。先ほ

ど任意だという、お願いだという話がありましたけれども、お願いであっても、子供はそういうわけにいかないんですよ。つけていない子、ちょっとずらしている子がいたら、駄目だよというふうに言うのが当然なんです。

私は全国有志議員の会という会に所属しておりますが、その中で、北海道のある市議会議員の方からこういうお話を聞きました。学校では周りの生徒があの子またマスク外したということで騒いで、周囲が最悪の雰囲気になると。そういう事例も数多く報告されているということでもあります。当然ですよ。そうなると思います。自己防衛でマスクを取りたいけれども取れない。ちょっとずらすだけでも周りから何か言われる。こういう社会に学校が今なっているのではないかと。大変私はその点では危惧を覚えるわけでありましてけれども、紀美野町の現状はいかがでしょう。教育長。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時36分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前 9時37分）

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の桐山議員の質問にお答えします。

1人がマスクを外したと、先ほどお話がありましたが、周りがまたマスクを外したと、そういう状況が起こるのではないかというお話でした。子供によって、やっぱりマスクをなかなかつけられない子供もいらっしゃいます。そういった子供たちに対して、学校として、人権の観点から子供たちに指導をしている、これはやっています。

それから、マスクについてのいろんな効果についていろいろお話ありましたが、それにつきましても、これから非常に暑い時期になってきます。熱中症も多発するという状況になりますので、保護者向けに、これは和歌山県下統一しての話なんですけれども、非常に暑い時期、運動するときとか、あるいは部活動するとき、あるいは登下校、そういった十分な距離を取れる状況にあるときはマスクを外しなさいという指導をするということで、これは保護者に対しても通知をしたところです。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） これから熱中症が懸念される時期になって、今、教育長がおっしゃったような指導を徹底されているということでもありますけれども、最近、幾つかの学校で熱中症、児童生徒が熱中症にかかったということで何件か報道がありました。その報道の画像を見てみると、倒れた生徒であるとか気分が悪くなった生徒はマスクしてるんですよ。外せてないんですよ。周りの大人の教職員の指導が徹底されてない。もしくは、いくら頑張っても子供が心理的に外せない状況にあるんじゃないかということをお大変私は危惧しております。この点についてはいかがお考えになりますか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） ただいまの桐山議員の質問にお答えします。

確かに暑くなってきました。1 人だけ外すということは、当然、周りの目を気にしますのでね、しにくい状況にあります。したがって、運動するとき、あるいは部活動のとき、あるいは登下校のときは外しなさいと。マスクしなさいという指示ではなくて、外しなさいという指導を今後、学校ではしていくと。そういうことになっていますので、御了解ください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 東京都多摩市では、本年 4 月 1 日付の教育長メッセージにおいて、市内の全小中学校、二十数校あるようですけれども、市内の全小中学校におけるマスク自由化を発表いたしました。健康上の理由によりマスクをできない子だけでなく、自身の意思でマスクをしない子の存在も認め、いじめや差別につながらないように注意、指導していくことに対し、保護者の理解を求めたものであります。神奈川県葉山町教育委員会もこれに続いています。

新型コロナがオミクロン株となって、その脅威が大きく低下したことを踏まえ、紀美野町においても、熱中症が懸念される時期だけでなく、それ以外の時期も同様の、これら多摩市であるとか葉山町であるとかと同様の措置を取るおつもりはありませんか。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今、多摩市のお話とかお聞きしたんですけども、一般的にマスクを外しなさいという指導は、熱中症予防を優先するという意味で、そういった指導をしていくことになると思うんですけども、例えば公共機関、バスに乗っていると

きとか、あるいは給食をしているときとか、いろんな場面があります。給食なんかは熟食ということですね、しゃべらずに食べてる状況なんですけども、そういったやっぱり場面によって、十分な距離が取れないとか、そういった状況にあるときには取りなさいという指導はしません。むしろマスクを着用することを促します。そういうことです。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 先ほどマスクの有無でインフルエンザ患者の家庭内の感染状況に関して差が全くない、ほぼないというお話をしましたけれども、そういった現実を踏まえれば、給食のときであっても、近くで話すときであっても、マスクをするように促す指導というのはどうかというふうに私は思います。これが大きな同調圧力、日本は世界で最も同調圧力が強い国だというふうに言われます。そういったことを学校側から言われれば、子供は従わざるを得ない、そういうことにつながるのではないかというふうに懸念いたしますが、再度お伺いいたします。その点についてはいかがでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） ただいまの桐山議員の質問にお答えします。

マスクを外す場合、あるいは、みんながマスクを外していてもマスクを着用したいという子供さんも当然おるわけです。そういった場面に行き当たったときは、やっぱり子供たちに対する指導というか、マスクを外していることについてそういう同調圧力をかけるということは人権に関わる問題である。逆にみんな外しなさいと言っても外せない子供もいることも事実です。同じようなことも人権の立場から指導していくと。こういうことを今、学校のほうでは考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） マスクをする権利、しない権利、どちらもあると。人権の問題で、どちらもしっかりと指導していかれるということでありました。まずは大人から行動で模範を示さないと、子供は絶対できないと私は思いますので、私は個人の考え方により、自由意思により、基本的にマスクを外して、ケース・バイ・ケースですけれども、マスクを外して議員活動をさせていただきたいと思います。ここに宣言いたします。

もう1点、気をつけなければいけないのは、マスクを外したくないというお子さんや、大人もそうですけれども、もうマスクを外せないんだという方の声を聞きます。もうマ

スクが当たり前になって、マスクを外したら下着を脱ぐのと同じような状況で恥ずかしいんだと。そういう心理状態に陥っているという指摘もあります。こんな状態が健全な世の中なのかということを最後、指摘させていただいて、次の質問に移ります。

ワクチン後遺症ですね、ワクチン接種後に長引く症状への対応についてということがあります。

遷延する症状ですね、つまり後遺症を含む副反応、副反応、後遺症を有する方に対するこのような、先ほど保健福祉課長おっしゃったような対応に関して、町は町民への広報は行われているのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

県が専門医療機関としてこの3つの医療機関を指定しているということについては、広報ではうたっておりません。まずは相談を受け付けて、かかりつけ医さんのほうでまずは診てもらいたい。かかりつけ医さんの判断により、必要であれば、地域の救急医療機関であるとか専門の医療機関につないでほしいということで、県のほうから各医療機関のほうに通知をしているところでございますので、そのような手順で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） それについては、やはり私は広報すべきではないかと思えますね。なぜならば、自分が現在感じているこの症状はワクチンによるものなのか、そうでないものなのかというのは、個人の判断はつかないわけです。そういう状況で、そういうところに行って、これはワクチンの副反応かもしれない、後遺症かもしれないというふうに言われる方というのは非常に限られるんじゃないかというふうに思います。

そこで、質問です。副反応あるいは後遺症の種類というのはどれだけ、どれぐらいあるというふうに認識されておりますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） まず、専門の医療機関の周知なのですが、専門の医療機関を広報で打つと、その医療機関に集中して、患者が集中するということもあって、一旦かかりつけ医を通じて専門の医療機関につなぐということで県が進めているということなので、御理解賜りたいと思います。

副反応の症状については、もちろん接種した部分の痛みであるとか、頭痛、関節や筋肉の痛みであるとか、発熱、心筋症であるとか、心膜炎であるとか、そのような症状があると聞いております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長、幾つか副反応等の症状についてお話しいただきましたけれども、我々がそうやって耳にする、あるいは聞いている副反応の種類というのはごくごく限られているかと思います。せいぜい数十ということであると思いますが、米国のFDA、食品医薬品局というのは、75年間は開示できないとして開示を拒否していたコロナワクチン接種後の有害事象、つまり副反応や後遺症に関し、裁判で敗訴し、ファイザー社の内部資料を公開したそうです。そこには何と1,291種類の副反応、後遺症が記載されていました。ここにリストがあるんですけども、このことについては、当局としては認識をされておりますでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） すみません、その認識はございません。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 国のほうからそういった情報が下りてきてないということで、認識されてないというのはよく理解できます。ただし、これは非常に重要なことなので、しっかりと確認を行っていただきたいというふうに思います。

この1,291種類の事象が全てコロナワクチンにひもづけられるのかどうかということは、それは分かりません。分かりませんけれども、これだけの報告がなされていて、それを米国当局は入手していて、75年間開示しようとするつもりはなかったということは、私は非常に疑問を感じるわけであります。これほどの膨大な種類の副反応、後遺症がある意味隠されていたということは大きなショックであります。それよりも、75年間も隠され続けてしまうことになったらどうなったのかというふうに考えると、末恐ろしいわけでありますが、こういった有害事象、副反応や後遺症が存在するのであれば、もしかしたら接種を見送ったのかもしれない方というのが数多くいらっしゃる可能性があるというふうに思います。

ここで、確認でありますけれども、この1,291種類の副反応、後遺症についてしっかりと確認を行った上で、町民の皆さんにもその結果をお知らせするおつもりはあり

ますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

1, 2 9 1 種類の事象については、なかなかワクチンとの関係性というのがはっきりしていない中、その情報を住民に周知することについてはなかなか難しいというか、関連性をはっきりしてからじゃないとなかなかそういうことは広報で周知することはできないと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今、保健福祉課長おっしゃるように、基本的に公の立場としてはいつもこうであります。因果関係がはっきりしない。因果関係が確認できなければ動けない。それも分かりますけれども、これは人の命、健康に関わることであります。怪しいなということであれば、因果関係が証明されなくても、取りあえず今回、米国当局が裁判に負けた結果ですけれども、こういった情報を出してきたというのと同様の行動を私は起こすべきであるというふうに思います。

では、次の個別避難体制について再質問いたします。

避難行動要支援者というのは町全体で何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

要支援者の避難行動に掲載されて、同意が得られた方については5 7 0 名、まだ名簿に得られない、載せてほしくないよという方については約2 5 0 名、ちょっと処理途中の方も含めて大体9 0 0 人ぐらいは掲載されております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） その約5 7 0 人の同意された方についてですけれども、そのうち何人分について個別避難計画が具体的に策定されたのでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 4 9 0 人ぐらいが計画ができてて、八十数名ぐらいがまだこれから調査をするところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 八十数名まだ残っているということですが、490 名既に完了しているということで、大変頑張っていただいたなというふうに思います。感謝いたします。

残った八十数名の方ですね、未策定の方々については、いつまでに策定を完了するのか、予定されているのか、もしくは目標を立てていらっしゃるのか、これについて御答弁願います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） この八十数名の方については、できるだけ早く訪問をして聞き取りをしながら、また、家族さんに立ち会ってもらいながら個別に作っていきたいと思います。今年度中には完了を目指したいと考えておりますが、また新たに名簿登載される方々ももちろん出てきますので、その方々も含めて調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） では、最後、食糧不足への準備について再質問いたします。

現在、様々な食料の値上げが起こっております。価格が高くとも、まだ購入できる間はいいいんですけれども、肥料の原料であるカリウムなどがロシアやベラルーシから入ってこなくなれば、農業に必要な肥料が確保できなくなるという事態になります。我が国はカナダなどから輸入量を増やすべく交渉中のようにありますけれども、思いどおりにいくかどうかは分かりません。肥料確保がうまくいかなければ、当然、米や野菜の栽培にも遠からず影響が出てまいります。

流通する食糧が不足してきた場合に備え、各家庭である程度の食糧の備蓄を進めておく必要があるのではないかというふうに私は考えますが、これについて、現段階で町民の皆さんに注意喚起をするお考えはありませんか。

ちなみに、ロシアやウクライナに比較的近く、大きな影響を受けられるタジキスタンでは、大統領が少なくとも2年分の食糧を備蓄するよう国民に呼びかけているそうです。こういった点も踏まえてお答えいただければと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、桐山議員の再質問にお答えさせていただき

ます。

現在のところ、国の示されている内容につきましては、早期警戒という状況でございまして、その理由としましては、様々な国が動いております。ウクライナ侵攻に伴って様々な国がどういった対策を取るか、F A Oでの数字であったり、分析して公表された内容であったり、それからU S D A、アメリカの食糧の省庁になるんですけども、そちらのほうはかなり動いてございます。そういったことから、アメリカでは様々な穀物の増産、それから、ロシアでは逆に2割、小麦の輸出が増加します。逆にウクライナのほうはかなり減少しまして、47%の減少という形になってございますが、実際のところ、今の米国、カナダ、オーストラリアの小麦につきましては、これにつきましては、今、中東、それからアフリカの北部でウクライナから輸入している国があるんですが、そちらには、価格が高いため、そういったルートの変換は今のところ起こっていないという状態でございます。

現在のところ、日本ではその分の必要容量という部分はある程度確保されているということから、今のところは住民への周知というのは、今後、そういった状況が大きく変わってききましたら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま産業課長、状況が大きく変わってきた場合に町民の皆さんへの周知を図っていきたいということでありましたが、状況が大きく変わってきてからでは遅いのではないかというふうに私は思います。コロナ禍の最初の頃を思い出してください。コロナ、コロナで大変だということで皆さんが騒ぎ始めて、マスク確保に動いたときには、もう店頭にはマスクはありませんでしたね。それと同じことがこの食料品でも起こる可能性があるのではないのでしょうか。

米国では、大変な気候の不順によって作物の出来が悪かったりとか、もしくは、食料品の加工工場が十幾つか、二十幾つか、火災でなくなってしまったとか、そういったことも起きているようです。偶然だと思いますけれども、そういった偶然が重なることもあるわけですね。ですから、念には念を入れて、そういうことも起こり得ると。万が一のときのことも考えて、皆さんそれぞれで判断して、早めに対応できる方はしていただく。さらに、町で備蓄できる分はできるだけ取っておくと。こういった形が望ましいのではないかというふうに私は思いますが、改めてそれについて見解を聞かせていただ

ますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員の御質問にお答えをいたします。

議員の御質問、食糧危機の件につきましては、これは十二分に検討を考えていかなければいけない、大事な大事なことであろうと思っております。そこで、今言われたように、肥料であるとか飼料であるとかというのは、なかなか町で何とかできるものではない部分もあります。

そういったものはやはり国が頑張っていただくということになるんですが、先ほど課長申しましたように、紀美野町の基幹産業は農業であります。今の国の現状を考えてみますと、大都会へのいろんなお米であるとか農作物というのは、我々のこういった地方が作って届けていると。そういった状況の中にありまして、紀美野町でもいろんな作物、お米でもそうですが、どんどん作って提供、送っているというような状況でありますので、紀美野町とすれば、その備蓄ということの観点から言えば、できるだけ農地を守りながら、農地が遊休農地にならない、そこで今までと同じように農作物が作られていくという、そういった農地を守っていくということが、紀美野町における食糧危機への大きな大きな対策であろうと思います。

ですから、紀美野町とすれば、遊休農地化し続けている農地を守るために、数年前から対策を取ってしておりますけれども、そういった施策をもっともっと進めていって、紀美野町の農地を守ると。そういったことが、ひいては我々の食糧危機の対策にもつながるものであるというふうに考えておりますので、直接的な備蓄とかというのは、災害のときの備蓄はしておりますけれども、食糧危機に対する備蓄というのは我々持っておりませんけれども、今の段階では、町とすれば、町民へ呼びかけていくということは考えておりませんので、その点御理解いただきたいと。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま町長より、基本的には農業の振興ということで御答弁いただきましたが、農業を振興していくためには、日本、世界的にもそうでありまして、肥料がなければできないわけですね。今回のような戦争という事態が勃発して、しかもどれだけ長期化するかわからないということを考えれば、別の対策も考える必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

例えば将来的に他国からの輸入に頼る肥料を使わないような栽培方法、例えば現在、中田の棚田で米作りをしてくださってますけれども、ここでやっている方法ですね、自然栽培という方法を町内に普及させるというようなお考えはありませんか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 桐山議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際に国のほうの施策におきましては、有機農業を進めていくということで示されております。ただ、その有機農業を広めていくと、逆に生産量の減収ということが十分考えられます。そういった点について十分今後勉強しまして、進めていくべきところは進めていくと。ちょっと周辺農地に悪影響を及ぼすといった場合につきましては、またそこらは制限していくと。そういった、その場所場所によって作っていくべきかと考えております。

あと、そういった肥料の代替という形で、今日もテレビでやっておりましたが、ライ麦の育成、ライ麦を肥料化するであつたりとか、そういったことが国の中で各地方においていろいろ動いてございます。そういったことから、ある程度の肥料の高騰の抑制はできていくものではないかと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 最後に一つ申し上げておきたいと思います。

有機農業という言葉が出てまいりましたが、有機農業というのは結局、有機肥料を使った農業であって、肥料に依存しているわけですね。例えば鶏ふんであるとか、牛ふんであるとか、そういった家畜のふんを発酵させて、肥料として畑に入れると。そういったものを有機農業というふうにいうんだと私は理解しておりますが、そうではなくて、全く何もそういったものを入れなくて、肥料を入れないで作物を育てるという技術が実際にもう存在しております。私は4年、5年ほど前からそれについて勉強して、自分の畑でも実践を今しかけておりますけれども、そういったことも可能性の一つにあるんだということをぜひ産業課長とも情報共有をさせていただきながら、検討していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員から自然栽培の農業というお話もいただきました。おっしゃられたように、中田の棚田でのお米の栽培とかというのは、そういう形でやら

れているというのは、私も参加させてもらってるので、よく存じ上げているところで、彼らはそれで棚田を再生していこうと。再生ということに鑑みて今進めておられるところでもありますので、それを否定するわけでも何でもないですし、大事な点でもありますので、それは我々も今後勉強していきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山尚己君の一般質問が終わりました。
しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時１４分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２５分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、６番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 議長の許可を得まして、質問させていただきます。

アルコール依存症支援の取組について質問いたします。

依存症の支援、特にアルコール依存症支援について、紀美野町の取組をお聞かせください。身近な依存症として、アルコール依存、そしてニコチン依存、薬物依存、ギャンブル依存などが考えられます。中でもアルコール依存についての対策が求められていると思うので、質問に取り上げました。

日本の飲酒人口は約６，０００万人と言われ、このうちアルコール依存症の患者は約２３０万人と考えられています。酒を飲む人の２６人に１人が依存症という計算です。この比率から計算すると、そのとおりにいくかどうか分かりませんが、紀美野町の人口を約８，０００人余りとして、飲酒人口は約４，８００人ということになり、依存症患者は約１８４人ということになります。このうち少なからぬ依存症患者について言えば、本人や家族は酒をやめたいと願っているものと思われます。しかし、本人の意思だけで断酒を続けるのは難しく、周囲の理解や協力が強く求められます。

どうして普通に酒を飲んでいて人がアルコール依存になっていくのかを考えますと、始まりはそれぞれの機会飲酒から習慣飲酒になることが多く、習慣飲酒になると同じ量

の酒では同じように酔うことができなくなり、次第に酒の量が増えていくようになります。もちろん全ての飲酒者がアルコール依存症ではありませんが、何かのきっかけで酒の量が増えて、いつの間にか依存症に陥ってしまう危険性は十分考えられます。

酒は本人が好んで飲酒しているように見え、患者自身も好きで飲んでいると錯誤していることが多いと言われます。指摘すると、自分は違うと拒絶するのが普通です。アルコールの多量飲酒、不適切な飲酒が引き起こす問題として、急性アルコール中毒、アルコール依存症、生活習慣病、臓器障害、がんなど、さらに睡眠障害、鬱、自殺などが挙げられます。酒が切れると肉体的、精神的に離脱状態になるため、楽しむためではなく、禁断症状を避けるために飲酒を繰り返すようになります。

また、症状としては、進行性疾患、慢性疾患、人格変化を引き起こす疾患、治らない疾患、悪くなることはあってもよくなることはない病気であり、寛解の状態でいかに再飲酒を防ぐかが治療の上で重要です。

死に至る疾患としましては、内臓疾患、また、極度な精神ストレスによる自殺、事故死など、アルコール依存症の10年間の死亡率は約30から40%と、非常に高いと言われています。アルコール依存症への進行の期間は男性で約10年、女性で約6年であるとも言われています。

また、胎児への影響として、妊娠中の母体と胎児は胎盤とへその緒を通じて直接につながっているため、少量の飲酒でも胎児に多大な悪影響を与えてしまう危険性があり、量にかかわらず、妊娠中は飲酒を避ける必要があると専門家の間で一致しています。アルコール依存症の母親から生まれた子の約40%が胎児性アルコール症候群になっています。また、母乳を飲ませる場合も、飲酒は避ける必要があると考えられています。

治療としては、アルコール依存症の治療は、まず本人の認識が大切です。依存を認めてしまうと飲酒ができなくなるために、患者は自分が依存症であることを認めず、本人がいかに認めるかが治療の始まりとなります。

アルコール依存症の過剰な飲酒は、意思が弱いからとか道徳観が低いからと言われ、不幸な心理的・社会的問題が原因であると考えられがちですが、実際はそうではなく、この病気の結果であることが多いとされます。アルコールによって病的な変化が体や精神に生じ、それが過剰な飲酒行動に走らせることがあります。それをまず本人や周囲の者が理解し、認めることが治療の第一歩となります。社会の中で助けを受けずに苦しんでいる人たち、酒をやめたい人、やめてほしい家族たちの願いをかなえるためにも、行

政が乗り出すべきだと思います。

また、具体的にアルコール依存症から回復するためには、断酒の3本柱、通院、抗酒剤、断酒会など自助グループへの参加があります。一般の方たちは、断酒会とはどんなものなのか、場所はどこにあるのか、いつ受付をしてもらえるのか、そもそもどこの誰に連絡したらよいのか、参加したらどんなことをするのかなど、不安なことばかりだと思います。それらのことを詳しく、分かりやすく説明していただけたら、断酒を続けていくことが可能になると思います。

紀美野町として、依存症から抜け出したいと願っている人たちが継続して治療続けられるように、一口でも飲酒をすることによって再び元の依存症になってしまうことがないように、立ち直るまで支援する体制を整える考えがないのか、お聞かせください。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、田代哲郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、田代議員の御質問、アルコール依存症支援の取組についてお答えします。

少量の飲酒は、気分転換やストレス解消になるなど健康によい影響を与えますが、飲酒量が適正量を超え飲み続けると、がんや高血圧、脳血腫や認知症などの病気とともに、鬱やアルコール依存症の発症などのリスクが高まり、アルコールによる健康障害は多岐にわたります。

本町においても、アルコール依存症に関する相談は本人よりもその御家族や支援者から寄せられることがほとんどで、まずは本人がアルコールをやめる必要性について理解し、決意してもらえるよう、アルコール健康障害に関する相談窓口である保健所へつなげております。

治療については、断酒教育プログラムなどの専門的な治療が受けられる医療機関を案内しているところです。また、医療機関での治療が順調に進んでいても、患者さんがお酒を少しでも飲めば、アルコール依存症は再発しますので、アルコールの飲酒を遠ざけるための抗酒剤を継続的に内服しているか確認するために、訪問看護やヘルパーなどの

障害福祉サービスの利用や、同じ苦しみを抱えている人との出会いと支え合いも断酒の支えとなりますので、断酒会などの自助グループへの参加も促しているところがございます。

しかしながら、一番身近である御家族がアルコール依存症という病気と依存症の方への対応に関する正しい知識を学び、継続的に支援することが必要となってくるので、定期的に保健師や障害委託相談員が訪問や電話で、御家族の心のケアを含め、サポートしているところです。

依存症は誰にでもなり得る病気であり、決して恥ずかしいものではありません。病気を隠すことは解決を遠ざけることとなりますので、本人や家族だけでは抱え込まずに、まずは保健福祉課へ御相談いただきたいと考えております。また、広報やホームページなどにより、飲酒によるリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、相談窓口についても周知を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 様々な取組をしているという、家族からの相談、保健所へ行ったり、医療機関へつないだり、抗酒剤、自助グループ、保健所のほう、様々な取組をしているという答弁でございました。

再度ここで、一度またアルコール依存症とはどんなものなのかということについて述べながら、質問に移りたいと思います。

アルコール依存症というのは、一般に、やめたいと思っているにもかかわらず、つい飲んでしまい、心や体の健康を損なったり、職業的、社会的な活動に障害を引き起こしてしまう病気というふうにされています。

ここで、依存症について、アルコール依存症にかかわらず、依存症についてよくある誤解というのがありまして、例えば意思が弱いと。それから、あるいは性格に問題がある、こういったことが原因であるからアルコールを飲み続けるものだという誤解があります。また、幼少期のトラウマのせいとか、仕事のストレスからとかいったことが原

因と誤解されている人もあります。

アルコールを飲めない人というのはあるんです。肝臓のいわゆるアルコールの分解酵素が生まれつきなくて、アルコールを飲むと本当に倒れてしまうというか、非常に大変な状況になるという人もあります。また、そういう人でなくても、一回もアルコールを飲んだことのない人は、目の前にアルコールがあっても何も感じないんですけど、アルコールをたしなんだことのある人の場合には、心拍数が上がって、血圧が上がって、精神的に動揺して、目の前のアルコールを飲もうか飲まいかと考えて、迷い始めるということになります。こうなると、欲求が生じるのは時間の問題となります。

要するに、アルコールを飲んだことのない人は欲求が生じることはないんですが、飲んだことのある人にだけ強い欲求が生じます。アルコール依存症の原因はアルコールを飲用したことが、飲んだことがあることであって、これは意思や性格の問題ではありません。たとえトラウマやストレスがあっても、アルコールを飲まなければアルコール依存症にはなりません。一回でもアルコールの快感というんですか、そういうことを経験したことのある人は、脳にアルコールを求める部分が生じてしまい、生涯これを消すことはできません。どんな理性をもってしても、アルコールを目の前にして欲求が生じない体質に戻ることはできません。

だから、アルコール依存症は言わば治ることのない病気だと考えるべきです。治ることはないんですが、アルコール依存症は、アルコールを使わない、飲まない生活を一生続けることによって、失われた社会的信頼や経済的損失を回復することは十分に可能です。

誰でもアルコールを飲み始めた頃は自分なりにコントロールして飲んでいたはずですが。週末しか飲まないとか、仕事や家事にも支障を来さず、誰にも迷惑をかけず、誰からも疑われることなく、アルコールを飲んでいていた時期もあったはずですが。しかし、依存症の人はアルコールをほんの少しでも飲んでいる限り、依存が進行してきて、様々な問題が生じてきたわけです。依存症の人はアルコールを飲んでいる限り依存症は進行し続けます。再び飲用するたびに依存は深刻化して、失うものが大きくなります。たとえ10年間アルコールをやめていても、10年後に再びアルコールを飲めば、10年前と同じことになってしまいます。

アルコールや薬物の依存症は死亡率が高いとも言われます。体を壊して死亡する人も多いが、自殺か事故か分からない死に方をする人はとても多い実情です。特に自殺の多

さが際立っています。鬱病よりも多いと考えられています。原因としては、依存症が進行するにつれて、仕事や家族をはじめ多くのものを失い、社会的に孤立してしまうこと、それから、この町も薬物の依存症というのはそんなにないと思うんですけど、アルコールや薬物の依存症がある人は幻聴に追い詰められたりするので、自殺ということもあります。アルコールや薬物の離脱期に重い鬱状態に陥ったりすることもあります。

こうしたアルコールや薬物依存症の実情について、支援に取り組んでいる人たちの間でも詳しく知ることが求められると思うが、そういう取組についてはいかがなのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

アルコール依存症、全ての依存症に関わることなんですけれども、やめたいと思っていてもなかなかやめられないのが依存症でございます。継続的に行政をはじめ、医療機関、それから御家族、地域の皆様と協力して支援を長期にわたり支援していくことが大切だと考えておりますので、様々な制度も利用しながら、御家族、そしてまた独りの方についても、障害の福祉サービスを利用しながら、その方々を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 1 回目の答弁で自助グループや抗酒剤の話がありましたので、抗酒剤についてちょっと述べておきたいと思います。

アルコールをやめるための3本柱というのがありまして、1つは抗酒剤、酒を飲めなくなる薬ですが、それから病院へ通うこと、さっき答弁の中にも医療機関への紹介というのがありました。それから自助グループ、つまり断酒会のような自助グループという、この3つがアルコールをやめるための大事な3本柱だといいます。

ここで、取りあえず抗酒剤についてちょっと述べてみます。抗酒剤とは、酒が嫌いになる薬ですけど、毎日それを服用することによって人工的にアルコールを全く受け付けない体質にする薬です。ですから、本気でアルコールをやめたいと思っている人にとってはとても強い味方になります。

抗酒剤の効果は、朝起きたときの決意と気持ちを一日保つことができることです。朝

起きて薬を服用すると、少なくともその日一日はアルコールを飲んでも全く楽しむことができなくなります。それから、朝のうちに抗酒剤を服用しておけば、一杯飲みに行かないかと誘われても断ることができます。毎朝抗酒剤を服用するという行動をしていれば、その行動によって周囲の人たちは本気を信じて、安心して、安心します。最初の1年間の断酒を成功させる上で、抗酒剤はとても頼りになると言われています。

抗酒剤にどんなものがあるかという、薬の名前を述べても仕方ないんですけど、2つあります。1つはシアナマイド、ノックビンという薬です。これは医療機関でそういう治療に当たっている人だったら誰でもよく知っている薬です。シアナマイドの効果はおおよそ24時間持続します。翌朝になれば再び飲める体質に戻っています。今日一日とか、今日だけアルコールを飲まないでおうという断酒の秘訣にぴったりの薬だというふうに言われています。あと、ノックビンは服用を始めてから効果が表れるまで、一、二週間ぐらいは毎日服用する必要があります。服用をやめても2週間から4週間ぐらいは効果が持続します。

抗酒剤は一日のどの時間に服用しても同じように効果が表れます。しかし、夕方から夜にかけての最もアルコールを飲みたくなる時間、みんなそうかどうか分かりませんが、飲みたくなる時間帯に服用するのは難しいと言われます。だから、朝起床してすぐ抗酒剤を服用するのがポイントだそうです。

断酒していると、お酒を毎日少しでも飲まれる方はそんなことは考えてないと思いますが、断酒をしている人は朝の目覚めというのが非常に気分がよいものです。一度経験してもらったらいいと思います。そのときに服用するというのが一番いいと言っています。

お聞きしたいのは、やはり行政の皆さんで、そういう依存症を支援する立場として、やっぱりそういう抗酒剤に対する知識もしっかり身につけておく必要があると思います。これは、そういうことに関わっている医療機関の人などはきちりをそれを身につけるので、それと同じようになる必要はないと思いますが、支援する立場として、抗酒剤の知識もしっかり身につける必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

田代議員おっしゃられるとおり、抗酒剤については、人工的に受け付けなくなる体にする、抗酒剤を飲んでおけばお酒を飲んだときに気分が悪くなるという話はちょっと聞

いたことあるんですけれども、そのようなものだと思います。

御質問であった、支援する方も抗酒剤についてきちんと身につけて支援につなげていかなければならないと思いますので、その辺り、関係者にもこの依存症について、またそれに関わる治療方法、抗酒剤について知識を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） ということですが、次に、アルコール依存症の人の自殺率ということについてちょっと話をしていきたいと思います。

2 年間の調査でアルコール依存症の人の 13 % が既に死亡しているという報告があります。5 年でいくと 30 % の人が、そして 10 年後には 50 % の人が死亡しているという結果が報告されています。ですから、アルコールの問題というのはがんよりも恐ろしい病気であることを意味しています。

死因で最も多かったのが肝硬変で、全体の 40 % を占めています。第 2 位が心不全で 33 % でした。ただ、第 3 位となると、事故、自殺、これが 10 % でした。肝硬変と心不全は多くの研究によってアルコールの問題を抱えた人の二大死因となっています。しかし、アルコールは自殺とも密接な関係にあることが知られています。多くの研究から、アルコールを飲む習慣があることは、鬱病になったり、自殺しなくなったり、実際に自殺行動をしてしまう危険を高めることが明らかにされています。酔った勢いで自殺してしまうという人があるそうです。実際に一般に自殺した人の三、四割はアルコールに酔った状態で自殺していると言われています。

アルコール依存症と死因、特に自殺との関係についても、支援する立場でしっかり実情を踏まえておく必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質問にお答えします。

アルコール依存によって様々な病気が発症します。それがもちろん自殺であったり、肝硬変、心不全であるような症状に現れるわけなんですけれども、どうしても、依存症ということでやめられないというところで、支援者の方々というのは大変御苦労しておりますので、やはり行政としましては、やっぱり心のケア、本人も含めて心のケアをしていく必要があると考えておりますので、いろいろな機関で小まめにその方々を支援していくことが、その方の不安を取り除いたり、御家族の不安を取り除くことにつなが

ると考えておりますので、できるだけその辺りについて支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） それでは、最後に、断酒会など自助グループとの関わりについて質問いたします。

多くの研究によって、断酒会などに関わっている人のほうが予後がよいという事実が明らかにされています。一回でも断酒会などの自助グループに参加した人の2年後の断酒率は57%だったとされています。自助グループに一切参加しなかった人の断酒率は27%でした。自助グループに継続して参加している人の場合には、2年後の断酒率はおおよそ90%以上となっているそうです。

1 回目の答弁で、断酒会などの自助グループとの関わりというのが答弁されましたが、紀美野町としては、そういう断酒会など自助グループの役割と認識、それから、どういうふうに関わっておられるのか、その辺のことについてお聞かせください。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） アルコールを絶つためには、断酒会の役割というのは、田代議員さんおっしゃられるとおり、重要なことだと考えております。保健福祉課でも断酒会へつなぐよう働きかけは毎行っているところなんですけれども、どうしても断酒会に行くには、本人の意思であるとか、家族の支援というところが重要となっておりまして。その辺りでなかなか実際に働きかけてつなげられなかったという例もかなりあります。もちろん断酒会に行って、途中でやめた方もいらっしゃいます。

その辺り、ただ、田代議員さんおっしゃられるとおり、断酒会に参加して、断酒をする率は高くなっているということも事実でございますので、やはり継続的にアルコールをやめさせるためには断酒会の役割は大きいと考え、引き続きその辺りについても情報を提供して、支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代哲郎君の一般質問が終わりました。

続いて、11 番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君）

それでは、4点ばかりお聞きしたいと思います。

まず初めに、何度かお聞きしてまいっております福田の上ですね、文化センターの裏の残土処理場の関係でございますけれども、その下流対策です。

この件について、現時点で健全で必要な機能を有していると、そういうふうな答弁がありました。しかし、やはり住民の方々については、それについてまだ安心ができないと。そういう心配の心を持っておられます。カルバートとか、それから、その上には開渠の水を通すようにするというところでございますけれども、それが絶対にそれによって大丈夫とか、そういうことにならんというふうに思います。

そういうふうなことである場合、今後、大雨等も起こってまいりますし、今後ということは、どれだけの雨が降るかということについては、やはり想定もできないというふうなことがあります。また、夜間にそういうふうな大雨等が発生した、そういうことも考えて、町として住民の方々の安心をとということを考えて、監視カメラを設置すると。そういうふうなことで対策をするということが少しでも安心してもらうということにつながるのではないかとというふうに思いますが、それについてのお考えを聞きたいと思います。

次に、農地の確保についてです。

食料難ということについては、もう多くの方々が心配しています。単にこれはウクライナ、ロシアの問題だけではなく、基本的にアベノミクスによって円安ということが発生し、さらに、この円安から物価の高騰に進んできてるわけでございます。それだけではなくて、基本的に世界的に人口がどんどん増えてきている、そういうふうなことに對して、環境が変わってきてる関係で、砂漠がどんどん増えてきてると。生産する量が少なくなってきた一方、人口が増えてるというふうなことのうちのことから考えても、基本的に食べるものが少なくなっていく、そういうことが考えられます。

開発業者、特に今では太陽光なんかの開発業者が来てるわけでございますけれども、ここで見てみましたら、これはもうけるために来るんですよ。何も紀美野町に奉仕をしてやろうということでは来るのではないということがあることから、工事がしやすいように、道路があって、また、電線も自分でつないでいかなきゃなりませんから、電線が近くにあるということ、のところが考えられます。そんなことで、農地として使いやすい、そういうところに開発が働いていく。

こういうことは、今後、食料が不足してきたときに、紀美野町にとってどうなるのか。

さきの質問でも紀美野町は大体28%の自給率だというふうに答弁されておりますけれども、そういうふうなことから考えても、農地というものを守っていかなきゃならないということが当然考えられます。そういうことから、その備えとして農地の確保ということも考えるわけでございますけれども、その点で、農業をやっていけないから売却するということよりも、そういうことのないように、農家の意見も聞きながら、農地保全の対策ということが必要になってくるかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、自伐型林業についてお聞きしたいと思います。

紀美野町は基幹産業は農業であり、また、林業というのが大事な産業であるというふうに思います。町の大体8割ぐらいですか、森林ということになっておりますので、それを生かした過去からの産業として成り立ってきていると思います。

この町でそういうふうにも考えても、特に林業、この紀美野町広いですが、特に縦に長い関係で、東のほうに行けば平地が少ないわけですね。山になってると。そういうところは、昔は林業で成り立っていたというふうに思いますけれども、そのところがやはり振るわなければ、この町にとっては大きな発展というのは望めないかというふうに思います。

今、そういうふうなところで、全国的にも自伐型林業という形で、Uターンの方、またはこの町で林業されてる方、あるいはIターンの方がその辺に取り組んで、生活をやっている。それとともに、それが環境の保全にもつながっているということになっているかというふうに思いますが、そのことについて町としても取組が必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、太陽光発電施設の分割申請についてお聞かせいただきたいと思います。

脱炭素ということで、自然エネルギーというのは、今何としてもやっていかなきゃならないということになってきているわけでございます。私たちはこの自然エネルギーということについては反対もせんわけですが、それは大いにやっていかなきゃならないというふうに思います。しかし、どこにでもいいから自然エネルギーの開発をしていくということについては、やはり考えなきゃならない。地域の方々との折り合いですね。一つには景観の問題もあります。これはさきの福井のソーラー施設見ても、できたところを見ていただいたら、本当にソーラーが前面に、前にずっと敷設されて、それによって非常に景観が悪くなっている。そういうところもあります。

そういうふうな場所等も考えてやっていただいてもいかなきゃならんというふうに思いますけれども、その中で、今問題になってるのは、50キロワット未満という小規模の発電施設ですね。小規模発電施設については、県のほうの条例にかからないということから、電気主任技師ですか、も要らない。あるいは、また、環境アセスメントも要らないと。そういうことで、50キロワット未満の施設が多々あるように思われます。

今、最近問題になって、議会も請願を全会一致で通しました動木の点を見てみましても、7施設あるというんですけれども、私もこの説明会に行かせてもらいましたが、ここで言うてるのは、実施業者は1社のような、そういうふうなことの説明がありました。うちの条例でも適用事業の第3条の1項に太陽光発電出力が50キロワット未満と、そういうふうになっているわけでございますけれども、これを、実際にはもっと大きな施設でありながら、7つ、50キロワット未満に割ってくるというふうなことがあれば、これは問題じゃないかというふうに思うんです。

そういうことで、その辺の対策というのが条例でも必要になってくるんじゃないかということとともに、県に対してもこのところの対策を求めていくことが必要かというふうに思います。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは、私からは、美濃良和議員御質問の1番目の残土処理施設の下流の対策についてお答えさせていただきます。

紀美野町の建設残土処理場につきましては、県の林地開発協議を経て、適正な計画に基づいた施設として、国道370号改良工事をはじめとした公共事業等の推進のために、安全に十分留意し、運営していますが、搬入出に係る車両の問題や、地域へ土砂を搬入させることへの不安など、沿線にお住まいの皆様には御心配や御迷惑をおかけしていることに対し、大変心苦しく感じてございます。

町としましては、地元地区と対話を重ねることが様々な御心配、御不安の払拭につながると考えてございますので、去る令和4年3月18日に地区で説明会を実施しました。

さて、議員御質問の、監視カメラを備えておくことが住民の心配を少なくするのではないかとのことですが、近年の異常気象による急激な豪雨に対しては、気象庁の予測による早めの警報発令や防災無線等による情報等により、御自身の安全確保において、まずは早めの避難を心がけていただきますよう、お願いしたいと存じます。

なお、頂きました監視カメラの設置についての御意見につきましては、今後の地区との情報交換などの際に地区へ投げかけてみたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

建設残土処理場周辺の安心・安全な整備等を進める上で、地元地区の御意向が何よりも大切な部分であろうかと考えますので、様々な御心配、御不安である事柄をしっかりと受け止め、今後も引き続いて情報交換、協議を行ってまいりたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、私のほうからは、美濃議員の2つ目の農地の確保について、及び3つ目の自伐型林業についての御質問にお答えさせていただきます。

農地の確保につきましては、農家の高齢化や後継者不足により、遊休農地が多く、これを解消するために、農業経営支援事業や農業担い手育成事業など、様々な支援施策を講じてございます。

また、農業委員会では、農業委員による農地パトロールを実施してございまして、農地の耕作状況を確認してございます。その際、新たに遊休農地化したと思われる農地につきましては、地権者に対しまして今後の農地利用について書面調査を行うなど、意向を聞いてございます。

また、当町には農地あっせん集落支援員を配置してございまして、農地の所有者からの相談、耕作希望者とのマッチング、農地中間管理機構との仲介など、農家の意見や希望を聞くなどして、遊休農地とならないように努めてございます。

現在、国では、今後の農業について、地域が主体となり農地の将来を考えることを義務化するため、人・農地関連法が令和4年5月20日に国会で可決されました。現在のところ、詳しい内容は示されておりませんが、地域単位で住民が集まり、農地所有者の

意向などを地域で話し合い、地域農業の将来について地域計画を策定することになるのではないかと考えてございます。今後、当町におきまして、地域計画の策定を進めるとともに、当町が行っている農業支援について継続してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、農地の確保についての答弁とさせていただきます。

続きまして、御質問3番目の自伐型林業についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の自伐型林業とは、適正規模の山林を確保し、毎年間伐生産しながら、長期的に経営を安定させる林業のことで、安定したなりわいが創出され、移住・定住となり、獣害対策、災害防止、脱温暖化対策などの様々な効果を発揮すると聞いてございます。

紀美野町の面積の約75%は森林が占めており、現在のところは和海紀森林組合を中心に森林の整備を進めているところですが、環境保全、防災の観点からもできるだけ早期に進めていく必要があります、そのためには、林業従事者を増やすことが重要であると考えてございます。

このことにつきましては、さきに産業建設委員の方から、林業を志す者を特定して地域おこし協力隊として募集してみてもという御提案をいただいております。移住者の増加につながる一つの方法として、7月8日にまちづくり課とともに自伐型林業の取組の先進地である奈良県下北山村へ視察研修に行くことを予定してございます。また、緑の雇用住宅の活用なども含め、移住の大きな要素であると。取り組めるように検討も進めております。

現状として、森林環境譲与税の導入による森林整備の長期的な就業も見込まれる状況であり、林業の担い手育成をはじめ、必要とされる支援の創設も視野に入れ、積極的に自伐型林業を推進していくことを考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、自伐型林業についての御答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 私のほうから、美濃議員の4つ目の太陽光発電施設の分割申請についての御質問にお答えいたします。

紀美野町内での５０キロワット未満の小規模太陽光発電施設の設置につきましては、以前は国の法律や県条例でも何ら規制もなく、地元住民の皆様が何も知らされないまま計画が進み、地域とのトラブルの原因になることもございました。そういった背景から、法律や県条例が適用されない小規模太陽光発電事業の実施につきましては、事業者に対しまして、計画段階において地域の方々への説明会の実施等、理解を深める取組を行うよう義務づけた条例を、区長会からの強い要望もあり、昨年１２月の議会で上程し、御可決いただき、本年１月から施行しておるところでございます。

議員御質問の分割案件につきましては、条例に基づく町への事前協議の段階において、その可能性のある事案につきましては、その都度県に問合せをし、県条例の範疇ではないかという確認をしております。動木地内での太陽光発電事業につきましても、同様に、県への確認をいたしましたが、７施設の発電事業はそれぞれ別々の事業者であり、個々にＦＩＴ事業認定を受けていること等から、分割案件として取り扱わない、つまり県条例の範疇ではないという回答がありましたので、町条例を適用したものでございます。

また、県に対しましては、かねてから町村会を通じて、県条例の適用範囲を５０キロワット以上というところから１０キロワット以上への引下げを要望してまいりましたが、県からは、対象規模の引下げは考えていない旨の回答がされております。

以上、簡単ではございますが、答弁といたします。

（住民課長 東浦功三君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

１１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） １点目の残土処理施設の下流の問題でございます。

今、答弁いただきまして、地区の方に監視カメラについてどうかということで投げかけてくれると。そういうことでございましたよね。ということは、近々説明会というんですか、話合いの会というんですか、そういうものが持たれるということになっているのでしょうか。その席上でそういうふうなことになるわけですね。計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

説明会、具体的に日程決まっているんかということであつたかと思います。ただ、今現段階では具体的に日程はちょっと決まっておりません。必ずしも説明会だけというふうにも考えてございませんので、区長さんと意見交換した際にでもそういったお話を地区の方としていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いよいよ梅雨の時期、それから、それが済めばまた台風の時期と、そういうふうに雨の心配のする、これから特にそういうことになってまいると思います。そういう点で、早く実施をされるということが必要じゃないかというふうに思うんですけれども、その辺でもう一度、区長さんとお話しになるんか、あるいはそういうふうな説明会というのか、地区との話合いするのか、その辺について進めていくことが必要と思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

まず、地区、区長さんにお話をさせていただいて、進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それで、そういうことでお願いしたいんですが、大体時期はいつ頃でしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） お答えいたします。

時期のほうはまだちょっと未定となっております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何遍も聞くんですけれども、大体それはいつぐらいを目指してやられるのか、その辺のところだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） お答えいたします。

なるべく早く実施したいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、住民の皆さん方の安全ということから考えて、安心していただくためにも、早くお願いしたいと思います。1点目はこれについて終わりたいと思います。

次に、農地の確保についてお聞きしたいと思います。

今いろんなそういうふうな施策をもって、農地を確保ということについて実践をされているということでもあります。しかし、今、あちこち見てみましたら、特に最近では小型の太陽光発電が敷設されるというところが多いんですよね。今、計画も幾つか来てるかというふうに思うんですが、最近びっくりしたんですけど、海南の424号ですね、あそこをずっと走ってきましたら、北野上の周辺、しばらくたつていくと農地に圧倒的に敷設してるんですよね。1個、1施設ができると、その周辺に次々と出てくるというふうなことになってきています。

うちも、今言われてるように、答弁ございまして、いろいろと施策を持ってやってるというものの、そういうふうなことになってまいりますと、先ほどからもお話に出てるように、自給率との関係、先ほど私も申しましたけれども、世界的に食料がなくなってきたら。そういうふうなことがまず1点あるんですよね。それは、国連の小規模、要するに家族農業の10年ですか、そういうふうなことを国連も言わなければならないような、そういうふうな状況になってきてると。

そういう中で、紀美野町にとっても大変な、今後、ことが起こってくる。農家として生活をする上で、なかなか農業でやっていくということが大変厳しいし、最近の、特に米の値段の下がり方というのはひどいんですよね。こんだけ食料がなくなってきたらというのに、米の値段が1俵1万円とか、とんでもない。話にならないような状況にあるというところから考えても、大変難しいんですが、そういう中で、少しでも農地を残しておくということが、今後、食料難になったときに生産につながっていくと、なっていくというふうに思います。

そういう点で、うちとしても、紀美野町としてもその点で考えていかなきゃならんんじゃないですか。その辺、農家に農業を少しでも続けてもらう、農地を農地として存続してもらう、そういうことについての点でもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） それでは、美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

やはり日本国全体、全域で農地の確保というのは非常に重要なことであると思います。それで、農地の確保に関しましては、全国各市町村において非常に苦勞されておられる中で、当町のような高齢化の進んだ市町村においては、非常に困難な状態となっています。そういったことから、国のほうでは様々な施策、まずは一つとしては中山間直接支払、それから多面的という、その２本立ての交付金制度がございます。そういったことで、地域の農地を守っていきこうということの施策の補助金、交付金でございます。

また、そういったことから、あと当町とできる範囲としまして、農業経営支援事業であつたり、担い手育成事業であつたり、そういった事業で遊休農地をつくらないように、農業委員会とも一体となって進めているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） やっていただいていることは私も理解しています。それについて町としても頑張っていただいているということについては、それは評価してるんですけども、ただ、やっぱりそういうふうな形で農地が、そういうパネルが敷設されていくところが今後も増えてくるということについては、一旦敷設されたら２０年間は少なくとも貸したり、あるいは売ってしまえばそれまでですけども、農地に戻せない状況になるかというふうに思うんですね。

そういう点で、そうならないように、ほんまにこんなこと言うたら、そこまでせんなんのかというふうなことを、今現時点での心配もありますが、しかし、例えば草刈りだけでもするのが大変だというふうに言われる農地ですね、こんなところに対して草刈りの補助というようなことまでも考えなきゃならんぐらい、今、大変なことになってると。その辺についてはどうですか。農業やつてもらうならば、先ほどからのお話もございましたけれども、肥料は大体１．５倍というふうに、とんでもない、べらぼうな状況になってきてる。経費がかかってきてる。その中で、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見將人君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地の維持管理といいますのは、そういった、今後、農地を維持していくためのとい

うことで、中山間の制度があり、多面の制度があるわけでございまして、そちらのほうで加入していただいた上で、地域で農地を守っていただくということが方針でございしますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） しかし、それでやっていけないから、そういうふうな施設に貸したり、また売ったりとかということになってきてることも現実なんですね。であるならば、町として、先ほど言いましたように、そこまでせんなんのかというふうに思われる方もございます。あるかもしれませんけれども、農地を確保すると、置いておくということについて、もう一つ、もう一押しというんですか、もう一つのそういう町の支援が必要じゃないかと。例えば、先ほどから国からのそういうふうな施策があるということについても、上乘せ等も含めて考えると、昔、京都でやったように、京都食管という言葉がございましたけれども、そういう上乘せですね。その辺についてはどうであるのか、聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の御質問に私からもお答えさせていただきます。

農地を守るって大事なことであります。先ほどから産業課長が、現在実施している施策ということで、中山間の事業であるとか、多面的であるとか、農業経営支援事業であるとかという、現在実施しているいろんな事業を説明させていただいておりますが、なかなか町内だけで守っていく、後継者がということが無理な状態というのは、ここ数年前からそういう状態になっているというのは認識してございまして、後継者不足というのはここ5年、10年、もっと前から言われてきた大きな大きな課題でありますけれども、町内だけではなかなかこれは難しいということで、新たに外からということで、紀美野で農業をやりたい、そういった移住希望の方々を積極的に受け入れていって、そして、そういう方々が紀美野で農業をするために研修を受けるであるとか、そういったことの支援というのは、もちろん国・県もありますけれども、町の単独事業として上乘せもやりながら、研修を受けていただいて、一人前になっていただいて、紀美野の農地を守っていただくと。そういうことをもっともっと積極的にやっばりしていかなければ、なかなか狭いエリアだけでは、なかなか守っていくというのは難しくなっていくと思います。

現在、農業に携わっている方々もかなり高齢化してきているというような実情であり

ますので、ここ５年先、１０年先を考えたときに、この状態でなかなか継続していくのは非常に難しいのではないかなというような危惧を持っておりますので、もっともっと外からそういった方々を受け入れていくと。そして、その方々が紀美野で農業で生活をやっているような、そういったものをしっかりと一回考えていきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 町の努力については、それについて評価はしてるんですよ。ただ、やっぱりそういうふうには農地が農地でなくなっていくということについて、今、実際に起こってきている。今後もそれが進んでいった場合に、どうしても食料を作らなきゃならないという情勢がそう遠くないことになってきているということも私たちは考えなきゃならない時期にあると思うんです。

そういう点で、今申しているように、農業の後継者として、あるいは新たにＩターンに来ていただいたりしながらやっていただくと。そういうこととともに、今ある農地がパネルが張られてしまうことのないように、草刈りが大変だから、農地として置いておくのが大変だから売り渡そうということにならない何らかの施策ということが私は必要じゃないかということで、先ほどからお聞きしてるんです。それについてもう一度お願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 御質問にお答えいたします。

議員からは具体的に、草刈り補助とかってというのは一例であるとは思いますが、そういった御提案というんですかね、御意見も頂いてますけれども、草刈り補助とかについて考えてはございません。紀美野町の農業が前向いていけるような何らかの建設的な形での補助金というのはやはり必要であるかなというふうに思っております。そういったことはいつでもしっかりと我々も検討、研究していきたい。そういうふうな思いでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） このことについては、どうやら、何ていうんですか、平行線になってしまったようなんですけれども、今後、何にしても、国の施策が一番大事

ですけれども、国がこういうふうな状況の中で、これだけ大変な状況になってもまだ米の値段に対して対策を打とうとしないということについては、本当に憤り感じるんですけど、町として今後、少しでも前向きになるように考えていただくということで、要望して、この点については置いておきたいと思います。

次に、自伐型林業についてですね。

先ほど課長のほうから、今後、奈良のほうへ視察に行くと。自伐型林業を今後進めていきたいということでございました。人手をどのように確保していくんかということが一番大きな課題ということから、町のほうも考えていただいているようなんですけれども、私、この議会と自治体という本ございまして、そこの中でレポートが載ってまして、今あちこちの、四国のほうでも、あるいは群馬のほうでも、あちこちで今取組はされてきているという実践例が出ています。これについて、サラリーマンだった方々がやっぱり安心して、生活に安心するというんですか、そういうふうな形で取組がされている。紀南のほうでもやられている自治体、古座川かあっちのほうですね、たしかあったというふうに思うんですけれども、こういうことで取り組んでいただくということが大事なんです、町としても一定の支援というのが必要かというふうに思うんですね。できれば県のほうからも財政的の支援をいただければありがたいんですが、町としての辺についてはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際に自伐型林業の仕組み、取り入れ方、それから地域おこし協力隊との連動であったり、そういったことにつきまして、今後どうした施策が必要で、担い手育成支援、農業で行っておるんですが、担い手育成支援事業であったりとか、そういったことを参考に、まず考えてまいりたいと考えております。

それで、事前には、東京にございます自伐型、自伐の林業協会というのがありまして、そこと昨年度、ちょっとアポイントを取ることができて、産業建設委員さんのほうからそういった意見を頂いたので、ちょっと今回、下北山村を紹介していただいて、今回行くことにはなっております。そういったことで、担い手育成であったり、それから機材への支援、それから、今年度、低コストということで、当初予算で30%の機材のリースの負担をさせていただくということを予算で計上してございますので、そういった

ことを今後、どんどん必要な施策について関係者といろいろ協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろとお考えいただいているようなんですけど、自分の土地、親から土地をもらってやる方と、それから、まるきりIターンの方で、こっちに来て取り組んでいかれる方もやっていただきたいんですけども、そういう面で、生活費についてやっぱり一定の支援がなければ、順調になっていくまでの、何ていうんですか、支援が必要かというふうに思うんですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずは、サラリーマンから林業を始めるに至っては、実は林業事業者を創設して事業を行うには約、億単位のお金が必要です。これに対しまして、自伐型林業につきましては、初期投資が300万から500万程度で初期投資ができるということでございますので、まずその点で自伐型林業に目をつけてございます。

続きまして、自伐型林業を町に受け入れる方法としまして、地域おこし協力隊制度を活用して、現在、何人も林業従事者を創設しているのが下北山村でございます。そういったところをまず研修に行かせていただいて、地域おこし協力隊としての国からの支援を受けて、そちらから給料が出るような仕組み、そういったことを勉強してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、次に、最後の太陽光発電についてもう一度お聞きしたいと思います。

町のほうでいろんな形で努力をしていただいたということについては、これは評価したいと思います。残念ながら、県のほうは10キロワット未満ということについての制度の改正ですか、条例の改正ですね。県条例の改正ということについてはなかったということでございますけれども、しかし、今のような形でいった場合の問題点、それから、先ほども言いましたけれども、事業者が実質1社でありながら、幾つかに分散し

て分割申請を行ってきたというふうなことがないとも限らんわけですね、今後。そんな場合についての対策ということについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の再質問にお答えしたいと思います。事業者が意図的に分散をして、意図的に50キロワット未満にという場合の対策というふうにならんと受け止めさせていただいたんですが、FIT認定でありますとか、そこを見る限り、別々の事業者であれば、国や県においても別の事業として取り扱われることになると思うんですが、そういった場合でも、町としましては、そういう条例に基づく事前協議があった場合は、引き続き県に対しまして、これは分割案件には該当しないかということを引き続き強く問合せをし、分割案件の審査の厳格化を訴えていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃良和君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時52分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時18分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 指定管理について。

行政とは第一に住民の命と財産を守ることです。他町ではバブルが弾け、合併を機会に、住民の財産を守るため、町を自分の家だと思い、苦渋の決断をして、赤字経営事業は廃止、または経営改革を行い、黒字経営を続けています。

合併後、紀美野町では、赤字経営のかじか荘や山の家おいしを、指定管理との名目で管理料を払い、かじか荘だけで約2億円の赤字事業をされ、現在も続けています。これでは住民の財産は守れません。

1、生石山駐車場で駐車料金を頂くようにしてはと産業課長に聞いたところ、駐車場を町のお金で整備しても、駐車料金は町に入らず、全額指定管理者に入るとのことです。

た。これでは生石山は全て指定管理者のもので、町の事業もできません。指定管理とはどのようなになっているのか、お聞きします。

2、このような赤字事業をいつまで続けられるのか、お聞きします。

3、指定管理によりつくられた赤字額を住民に返済していただかねば、住民は妥協も納得もできません。町長から返済していただけるのか、お聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道勝彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長(吉見将人君) それでは、北道議員の指定管理についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の指定管理とはどのようなになっているのかとのことでございますが、指定管理者制度とは、町が指定する法人その他の団体に、町に代わって公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する利用者のニーズへの効率的・効果的な対応を図り、サービスの向上、管理経費の縮減を図ることを目的とした制度でございます。

美里の湯かじか荘及び山の家おいしにつきましても、管理の期間等を定めて公募し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決をいただいた上で、指定管理者として指定しているものでございます。

なお、御承知のこととは思いますが、地方自治法第244条の2第8項及び第9項に、施設の利用料は、地方公共団体が条例で定める範囲内で、指定管理者の収入とすることができると定められてございます。

これによりまして、かじか荘の宿泊代金、生石高原のキャンプ場の利用料は、指定管理者が運営や施設維持の財源として収受してございます。仮に生石高原の駐車場料金を徴収することとなった場合、指定管理者に維持管理をしていただいておりますので、その維持管理費として指定管理者の収入となります。

次に、2つ目のこのような赤字事業をいつまで続けられるのかとのことでございますが、生石高原は、紀美野町の資源の一つである、かけがえのない自然との触れ合いを通じ、自然の大切さを後世に伝えるとともに、町の活性化と振興につなげるための観光スポットです。山の家おいしにつきましては、NPO法人生石山の大草原保存会を指定管

理者として指定し、収益施設の運営管理として、山の家おいしやキャンプ場、収益施設とは別の維持管理として、駐車場、観光トイレ、水道の取水施設、配水池施設、ごみ集積場、生石高原の遊歩道などの維持管理に加え、様々な利用者のニーズに対応しながら町の活性化に取り組んでいるところでございます。

平成17年から現在までの指定管理料の合計は約4,000万となります。これらの指定管理料につきましては、毎年度議会に上程し、御可決いただき、指定管理料を支払っているものでございます。

次に、美里の湯かじか荘及び毛原オートキャンプ場は、丹生の都プロジェクトを指定管理者として指定し、施設の運営管理をしてございます。平成18年度から令和3年度までの指定管理料は、ふるさと公社に1億350万、丹生の都プロジェクトに約1億1,150万の、計2億1,500万円となります。これらの指定管理料につきましては、毎年度議会に上程し、御可決をいただき、指定管理料を支払ってございます。

かじか荘の運営につきましては、コロナ禍が長期化する中、感染対策を行いながら、民間事業者の能力を活用した様々な事業に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、美里の湯かじか荘の魅力の向上や、利用者を呼び込むための様々な取組を行ってまいりたいと考えてございます。

今後も指定管理者、町ともに、美里の湯かじか荘、生石高原をはじめ、多くの地域資源である町内の施設とできるだけタイアップしながら、より一層活性化を図ってまいりたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、3つ目の、赤字額を住民に返済していただかなければ、住民は妥協も納得もできないとのことですが、ここで議員のおっしゃられる赤字額とは、指定管理料のことを指すのではないかと推測します。かじか荘及び山の家おいしに係る指定管理料の予算は、議会で承認をいただき支出してございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、指定管理についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦君。

○８番（北道勝彦君） 町や個人、誰でも事業をするということは、利益を求めていることです。個人が事業をするには、第一に採算が取れるかどうかの試算を行い、銀行で融資を受け、設備投資を行い、全売上金の利益の中から人件費、電気代、水道代、ガス代、自動車等、銀行への返済などいろいろ全ての経費を払っていかねばならず、経営不振なら破産です。町の財産を無償で貸し、指定管理料まで払うとは、住民の財産を守らなければならない町長、副町長の案だとは到底考えられません。

役場内で起こったことは全て町長、副町長に責任があると思いますが、現在まで少しの責任も取っていません。住民のお金を使い、指定管理料という案により赤字事業を続け、現在も続けています。大きな赤字をつくられた責任を取っていただかねばならないと思いますが、町長は責任を取らなくてよいとお思いか、お聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 北道議員の、町長は責任取らんでええんかという、こういった御質問もいただきましたので、それも含めてお答えしたいと思います。

質問いただきました山の家おいし、そしてかじか荘というのは、紀美野町の大変大事な観光資源でもあります。山の家おいしにつきましては、昨年も数万人の方が来られて、今も多くの方々が県内外から、関西一円から来ていただいているということで、大変大変大事な施設であります。

そこで、山の家おいしということで指定管理をしてきてるわけでございますが、まず、山の家おいしに対する指定管理料というのは平成１７年から始まりました。山の家おいしができたのは旧の野上で平成２年の１０月にオープンいたしまして、ずっと特別会計で運営してきたものでございまして、それを平成１７年から指定管理に切り替えたということでもあります。

町の特別会計で運営したときにも、当然、山の家おいし、山の支配人というんですかね、山のトイレであるとか、全体を管理していただく主任という方に委託、雇用して、管理をいただいてきました。それは山の家おいしという施設の管理じゃなくて、山を全体管理していただくということで、嘱託で毎月２０万円払って、年間２４０万でお願いしてきたところであります。

それを平成１７年に指定管理に切り替えたときに、その２４０万、２０万掛ける１２か月が２４０万円という金額で指定管理を募集して、大草原保存会の方々が手を挙げていただいて、今に至っているということで、その後ずっと２４０万円がベースで指定管

理料ということで頑張ってきていただいていることで、町とすれば、大草原保存会の方々が一生懸命頑張ってきてくれて、今の生石高原がこういう形で人氣が博ってきているというふうに考えておりまして、私たちは感謝しているというところでございます。

もう一つのかじか荘におきましては、これは合併後も平成25年の11月末まではふるさと公社が経営を担ってまいりました。ふるさと公社が、これは合併前から経営を担当させてきておりまして。指定管理に切り替えたというんか、民間に切り替えたのは平成25年の12月からでありましたけれども、それまでは町長が理事長で、副町長が副理事長というような形のふるさと公社で経営をしてきました。

当然、ふるさと公社でありますので、議員の皆様方からもその中へ入っていただいて、みんなで経営をやっているわけでしたが、合併当初、1年2年はかじか荘にまだ基金というのがありましたので、それで何とか赤字を補填してきましたけれども、その基金も底がついて、いよいよ町から委託料を払うということで、議会のほうへも予算で審議していただいて、お認めいただいて、ふるさと公社のほうへ委託料ということでやってきました。

なかなかふるさと公社でやればスムーズにいにくいということで、民間の力を入れようということで、募集して、25年の、25年でしたかね、12月から、今、指定管理としてお願いしている丹生の都というところが応募に対して手を挙げてくれて、そして議会のほうで認めていただいて、運営していただいているということでございます。

丹生の都、民間で一生懸命頑張ってきていただいている、令和元年度の決算におきましては、何とか最終黒字で決算が見込まれるというようなところまで頑張ってきてくれたわけですが、令和元年度の最終の1月、2月、3月が、コロナがその頃から発生し出したということで、最終、令和元年度の最終の、令和2年の1月後半、2月、3月というのは、全く見込めなくて、それによって赤字になったというような点もございません。

先ほど担当課長が申し上げたように、過去の赤字は単年単年で積み上げたら2億になるんですが、この金額については、合併後でそういう金額になっておりますけれども、単年単年で一生懸命頑張ってきていただいているけれども赤字だということで、ただ、かじか荘におきましては、雇用のほうも町内からも、現在でも16名の方が町内から雇用いただいている。町外からは7名ということで、コロナ禍でありながらも雇用の方々に対しては引き続いて来ていただいているということで、そういった意味でも大きな

雇用の場になっているということも事実でありますし、紀美野町としてのかじか荘というのは、町としてのそういった宿泊施設、大事な大事な宿泊施設でありますので、県内外から来られる方々がかじか荘で泊まっていて、やはり泊まっていて、そういったことで町にお金も落としてもらおうという、大変大事な施設でございます。これにつきましても、毎年毎年予算で計上させていただいて、説明もさせていただいて、皆さんに御理解いただいて、今に至っているところでございます。少しでも赤字幅を縮めていただけたらいいということで、町としても一生懸命やっておりますので、そういった意味で御理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 1 時 3 5 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 1 時 4 1 分）

○議長（伊都堅仁君） 次の質問あればしてください。

○8 番（北道勝彦君） この指定管理というね、もう初めから赤字やと分かってる事業を発案されたんが町長やっしょ。町長と副町長やっしょ。なぜこういう、事業をやるのにやな、住民の金使って赤字事業されるのか、わえ意味が分からん。幼稚園の子でもこんな事業やったらするで。あんたね、だから、責任取っていただかなければよ、そんな納得もできやんで。こんな、おまえ、こと、事業すんのに、おまえ、個人でも皆、利益を求めてやんのやで。町は利益を求めんでやんのかえ。おかしいやないか。これ答弁ね、責任取ってくれるのか、町長がくれやんのか。町長は責任取ります、取りませんという、はっきり言うてくれたらええ。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 議員言われる町長の責任というのは、このかじかでも、生石高原でも、何のためにつくったかということです。金もうけのためにつくったのではないんです。公共の福祉であるとか、町の活性化であるとか、そういったことを目的としてつくった施設です。だから、金もうけするために町はいろんな施設をつくってるん

ではないんですよ。お金もうけのためにいろんな公共施設をつくるんではないんですよ。当然、集会所でもそうです。スポーツ公園でもそうです。いろんな公共施設をつくりますが、それは全て公共の福祉のためにつくるものでありますので、一つ一つの採算というのは、取れるものと、全く取れないものは当然あるはずですよ。

○8番（北道勝彦君） スポーツ公園のこと言うてるん違うで。かじか荘のことやで。

○町長（小川裕康君） これも含めて、スポーツ公園でも、かじかでも、生石高原でもそうです。

○8番（北道勝彦君） （発言あり）

○議長（伊都堅仁君） 静かにしなさい。聞きなさい。座って物言うな。

○町長（小川裕康君） そこでは、観光のため、観光のために来られて、泊まってお金を落としてくれる方も当然いらっしゃるし、そこでお仕事をして給料をもらっている町民の方もいらっしゃる。もちろん雇用の場にもなってるわけです。だから、単に町は金もうけのために施設をつくってるんでも何でもありません。そこをまず御理解いただきたいなと思います。

町長の責任の取り方というのは、その施設をいかに発展させていくかということが大きな大きな責任を負うてるところです。つくっただけじゃなくて、いかにしてそれを皆さんに楽しんでもらえるかとか、そこが町にとって必要な施設として発展していくかということを町長なり町は一生懸命頑張ってるって考えて進めていくというのは大きな大きな責任の取り方であろうと。このように思っておりますので、御理解いただきたい。

○議長（伊都堅仁君） 8番、北道君。

○8番（北道勝彦君） 町長ね、動物公園とかよ、そんなんとかじか荘と生石山はね、個人、町が経営したら黒字になるんやで。黒字にできんねん。なぜ委託するの。赤字、大きなかじか荘に2億からの赤字つくって。住民の金やで。あんた自分のやったらそんなんしますか。あがとこのは堅実にやってるでしょう。ほかの町では自分の家だと思い、町を、苦渋の決断をして言うてるでしょう。あんたそういう考え一個もないの。こんな事業をね、かじか荘や生石山やったら、幼稚園の子でももっと勘定しますよ。おかしいやないか。町長、副町長として。こんな考え。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 今言われたことについて、町長も含め、職員というのは、

間に使っている一円のお金も、それは公金ですので、一円のお金の無駄も生じない。個人であれば無駄遣いはしてもいいんですけども、町とすれば、公の皆さんから頂いた税金を使っているんな事業をしていくわけなので、一円のお金も使わないということは常々職員に申していることで、今言われたように、そんなこと言われたら、やっぱり職員は一生懸命やってるのに、やっぱりかわいそうです。職員はじめ皆さんが一円のお金も無駄遣いしないように一生懸命やっているというのが町の実態でありますので、御理解いただきたいと。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 8 番、北道君。

○8 番（北道勝彦君） 職員、職員と言うけど、これ職員が、生石山でも、かじか荘でもね、対応してやったら、黒字になんねよ。なぜ委託して、赤字事業、2 億からの赤字つくったり、かじか荘だけで。なぜこれ委託やめやんのよ。おかしいやないか。住民のためにやっぱり 2 億からの赤字、住民の金使ってるんやで。それをね、奉仕的なんでやってる。そんなばかなことは、ほかの町では、おまえ、バブルが弾けて赤字になったところね、苦渋の決断をして、そして廃止とか、そして、しみず温泉も経営改革を行って、今、黒字経営を続けてんのやっしょ。だから、もっとやり方がありそうなもんや。初めから赤字って、委託、町長の案でよ、委託して、それで議会は議決したさけって、そんな責任逃れは通らんで。そんなね、議会で議決やったら、議会に責任あるで。みんな責任ある。

○議長（伊都堅仁君） 同じよ。

○8 番（北道勝彦君） ほな責任取って、返済したらええんや。住民に。

○議長（伊都堅仁君） あんたもやで。同じやで。

○8 番（北道勝彦君） かまへんよ。責任取って返済するよ。けど、町の中で起こったことは町長が全面的、全面的と言わんでも、責任があんねで。前の談合問題でもね、町長ら責任一個もない。皆逃げてもて、職員に。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 1 時 4 8 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 1時51分）

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、北道勝彦君の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日15日から20日までの6日間を休会とし、21日午前9時から会議を開きたい
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会します。

（午後 1時52分）